

岡山県教育委員会
教育事務所支援員（短時間勤務会計年度任用職員）の募集について

令和7年4月1日

津山教育事務所
〒708-8510 津山市山下53
電話 0868-24-8705（直通）

岡山県教育委員会岡山教育事務所及び津山教育事務所では、教育事務所支援員（地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により任用される短時間勤務の会計年度任用職員）を下記のとおり募集します。

記

1 担当校・勤務場所、採用予定人数、任期、職務内容、応募資格等

(1) 担当校・勤務場所

岡山県内の岡山市を除く市町村（組合）立の小学校・中学校・義務教育学校

(2) 採用予定人数

必要人数（学校からの要望状況に合わせて、随時、採用する。）

(3) 任期

令和7年4月1日から令和8年3月31日までのうち、必要な期間

※上記の必要な期間とは、原則6か月未満とし、その期間における勤務時間は500時間以内となります。

※任期満了をもって退職となります。

(4) 職務内容

ア 教育支援員

学級がうまく機能しない、授業が成立しないといった問題の対策に関する次に掲げる職務

- ・ 学級担任等の生徒指導及び学習指導の補助
- ・ 別室における取り出しによる学習の支援や教育相談
- ・ 給食の準備・片づけや食事、清掃、休み時間等の指導補助等
- ・ その他岡山県教育委員会が必要と認める事項

イ 別室指導支援員

授業エスケープ等の課題の対策に関する次に掲げる職務

- ・ 別室における学習等の支援や教育相談
- ・ 休み時間や放課後等の指導補助
- ・ その他岡山県教育委員会が必要と認める事項

※上記ア、イのいずれかの職務となります。

(5) 応募資格等

地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者（次に該当しない者）

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 岡山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者など
学校教育に関して協力的な態度を有し、児童生徒と積極的に関わることができる者

2 勤務条件、報酬等

(1) 勤務時間等

勤務時間は、原則1日につき5時間、1週間に付き25時間以内とする。（合計500時間以内）

※公務の都合により、上記以外の勤務日及び勤務時間に振り替えることがあります。

※学校の長期休業中は勤務時間が減るなど、期間を通じて平均した勤務時間とはなりません。

(2) 週休日及び休日

勤務が割り振られていない日とする。

(3) 年次休暇（有給）

年の勤務日数、任用期間及び県のいずれかの職に引き続き在職していた期間に応じて、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第26号。以下「規則」という。）に定める日数が任用時に付与される。

(4) 年次休暇以外の休暇等

ア 規則に定める要件を満たす場合は、有給又は無給の休暇等を取得できる。

- ・ 有給（公民権行使、官公署出頭、災害による現住所滅失等、災害等による出勤困難・退勤途上危険回避、忌引、結婚、夏季、妊産婦の健康診査・保健指導、妊娠中の通勤緩和、不妊治療（出生サポート）、産前産後、配偶者出産、育児参加）
- ・ 無給（子の保育・看護、介護、生理による就業困難、妊産疾病・健診、公務上の傷病、私傷病、骨髄等ドナー）

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡山県条例第3号）に定める要件を満たす場合は、育児休業又は部分休業を取得できる。

(5) 報酬等

基本単価：時給1,370円以内で学歴・職歴を考慮して決定

交通費：一般職員に準じて計算し、勤務日に応じて日額支給

※上記のほか、基準日に在職している等一定の要件を満たす場合、期末手当・勤勉手当が支給されることがあります。

(6) 社会保険等

- ・ 勤務時間等の要件を満たす場合は、雇用保険、健康保険、厚生年金保険が適用される。
- ・ 公務上又は通勤中の災害については、労働者災害補償保険又は公務災害補償に準じた補償が適用される。

(7) その他

- ・ 他の勤務条件については、規則によることとする。
- ・ 地方公務員の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となる。
- ・ 営利企業への従事等の制限は適用されないため、副業等は禁止されないが、他の仕事との兼業（他の会計年度任用職員への任用、営利企業への従事等）を行う可能性がある場合は、事前にその旨を申し出ること。

※利害関係者との関係等により公正な職務遂行に対する疑惑や不信を招くおそれがある場合や、公務に支障を来すような長時間労働となる場合など、必要に応じて一定の制限を課すことがあります。

3 受験申込みの受付

(1) 受付期間 令和7年4月1日（火）から令和8年2月20日（金）まで

※郵送の場合は、令和8年2月13日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。封筒の表に「教育事務所支援員（会計年度任用職員）採用試験申込」と朱書きしてください。
なお、郵送事故が発生した場合の責任は負いません。（簡易書留扱いが望ましい）

(2) 受付時間 8時30分から17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 受付場所 〒700-8678 岡山市北区石関町2-1 岡山教育事務所 086-221-7753（直通）
〒708-8510 津山市山下5-3 津山教育事務所 0868-24-8705（直通）

(4) 提出書類 別に示す応募書類に必要な事項を記入のうえ、提出ください。

(5) 注意事項 不明な点等については、岡山教育事務所又は津山教育事務所にお問い合わせください。

4 試験について

(1) 試験会場 ※詳細は個別に連絡します。

(2) 試験日時 令和7年4月1日（火）から令和8年2月20日（金）の期間内で、随時、行います。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

※詳細は個別に連絡します。

(3) 試験内容 面接試験（業務遂行能力、人柄等に関する口述試験）等